

年金記録確認広島地方第三者委員会（第2回）議事要旨

1. 日 時 平成19年8月6日（月） 14：00から16：00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）立岩委員長、伊藤委員長代理、畝田谷委員、大野委員、箕野委員
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、安治川第一部長、平山総務管理官、
佐々木事務室長、田中事務室次長ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議（平成19年7月18日開催）の結果報告
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島社会保険事務局から広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議の概要について、立岩委員長から説明が行われた。
 - （3）広島社会保険事務局から送付された厚生年金関係1件及び中央第三者委員会から送付された国民年金関係2件、合計3件の申立事案について、審議が行われた。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、8月13日（月）14：00から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認広島地方第三者委員会（第3回）議事要旨

1. 日 時 平成19年8月13日（月） 14：00から16：00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）立岩委員長、伊藤委員長代理、畝田谷委員、箕野委員
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、安治川第一部長、平山総務管理官、
佐々木事務室長、田中事務室次長ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）事務手続要領案について
 - （3）申立案件の審議
 - （4）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島社会保険事務局から広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）年金記録確認広島地方第三者委員会事務手続要領（案）について、事務局から説明があり、委員長決定とした。
 - （3）申立事案5件（国民年金関係4件、厚生年金関係1件）について、審議が行われた。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （4）次回は、8月23日（木）10：00から開催されることとなった。

（ 文 責 ： 事 務 局
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認広島地方第三者委員会（第4回）議事要旨

1. 日 時 平成19年8月23日（木） 10:00から12:00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者
（委員会）立岩委員長、伊藤委員長代理、畝田谷委員、大野委員
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、安治川第一部長、平山総務管理官、
佐々木事務室長、田中事務室次長ほか
4. 議 題
 - （1）年金記録確認申立書受付件数について
 - （2）年金記録確認広島地方第三者委員会事務手続細則（案）、税務関係資料の提供依頼に関する事務手続細則（案）について
 - （3）あっせん（案）の審議
 - （4）申立案件の審議
 - （5）その他
5. 会議経過
 - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島社会保険事務局から広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
 - （2）年金記録確認広島地方第三者委員会事務手続細則（案）、税務関係資料の提供依頼に関する事務手続細則（案）について、事務局から説明があり、委員長決定とした。
 - （3）年金記録の訂正が必要と考えられる国民年金1件について、あっせん（案）を審議し、決定した。
 - （4）申立事案10件（国民年金関係5件、厚生年金関係5件）について、審議が行われた。
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。
なお、次回の委員会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
 - （5）次回は、9月3日（月）14:00から開催されることとなった。

（ 文 責 ： 事 務 局
後日修正の可能性あり ）